

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に関する Q & A（案）
に対する意見公募手続の結果について

令和 8 年 6 月 30 日
経 済 産 業 省
経 済 産 業 政 策 局
産 業 組 織 課

「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律に関する Q & A（案）」について、令和 8 年 5 月 20 日から同年 6 月 18 日まで意見公募手続を実施しました。提出されたご意見とご意見に対する考え方については以下のとおりです。

なお、意見総数は 6 件です。

行政手続法第 43 条第 2 項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

本資料においては、以下の略称を用いています。

名称	略称
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律	法
円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律施行規則	規則

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
第一章 早期事業再生手続の主体及び対象 1 早期事業再生手続の利用対象となる債務者（Q 1～Q 4）		
1	CCP などの金融インフラを含む金融機関等が本手続を利用することは適切ではなく、金融機関等が本手続を利用することが想定されていないことをQ & A 上で明確化すべきである。	ご指摘を踏まえ、今後検討いたします。
2 早期事業再生手続の対象となる債権者及び債権 （2）「金融機関等」（法第2条第1項）の範囲（Q 9～Q21）		
2	Q14 について、第一種金融商品取引業者、商品先物取引業者又は特定店頭商品デリバティブ取引業者（以下「対象金融機関等」という。）が、顧客との間で店頭デリバティブ取引又は店頭商品デリバティブ取引（以下「店頭デリバティブ取引等」という。）を行っており、かつ、第三者たる保証人が当該取引に係る顧客の債務を被保証債務とする保証を提供している場合において、当該店頭デリバティブ取引等の解約に伴い当該顧客が解約清算金・違約金の支払債務を負うという場面を想定する。この場面において当該保証人が早期事業再生手続を利用する場合、対象金融機関等による当該保証人に対する保証履行請求権は「貸付債権等」（ひいては当該保証人に係る「対象債権等」）になるという理解でよい。 上記の事例で、当該店頭デリバティブ取引等が解約されていないものの、保証履行債務が発生している場面（例えば、取引当事者たる顧客の債務不履行が生じているが、取引は解約されていないようなケース）を想定する。この場面においては、	いずれもご理解のとおりです。

	当該保証債務の主債務は解約されていない店頭デリバティブ取引等に係る債務であるから、当該主債務に対応する対象金融機関の請求権は「貸付債権等」に該当せず、対象金融機関等による当該保証人に対する保証履行請求権は規則案第5条第5号に定める「貸付債権等に係る保証債務の履行を請求する権利」には該当せず、そのため「貸付債権等」には当たらないという理解でよい。 これらの業者が行う店頭デリバティブ取引等に保証が関与するものについて、貸付債権等の範囲を確認したい。早期事業再生ワーキングの取りまとめ27ページの記載を踏まえると、上記の帰結になるのではないかと思われるが、明確化のため確認したい。	
(3)「貸付債権等」「対象債権」(法第2条第2項、第3項)の範囲(Q22～Q42)		
3	Q28について、(一般論として示された)「早期事業再生手続の開始の事実の開示」がないまま店頭デリバティブ取引等が解約された場合のみならず、確認の申請の事実や確認の申請の予定があるという事実の開示がないまま店頭デリバティブ取引等の解約がされた場合についても、Q28の回答が当てはまることを確認したい。また、そのことを明確化するべく、Q28に係る場合を追記してほしい。理由としては、確認の申請その他の手続が金融機関等に秘密裡に行われうることに伴う弊害を防止するためである。	法第3条第1項の確認の申請の事実や申請予定があることの開示がないまま店頭デリバティブ取引等が解約された場合、経緯や態様によっては「不正の手段」により確認・調査を受けたもの(法第5条第1項第9号)に該当しないかが問題となり得ますが、その該当性は個別事案に応じて判断されます。上記の場合と既に早期事業再生手続が開始していた場合とでは評価が異なり得ることから、Q28は原案のとおりとさせていただきます。
4	Q29(1)で言及される「清算」及び「担保充当」は、(同(1)で言及されている「担保」の法的性質を問わないことと同様	ご理解のとおりです。

	に) それらの法形式を問わないという理解でよいことを確認したい。	
5	Q29 (1) によれば、同一の基本契約に基づいて解約された複数の個別契約（取引）に、店頭デリバティブ取引等と、これらに該当しない取引（以下「非店頭デリバティブ取引」という。）が含まれていた場合には、非店頭デリバティブ取引も含めて清算した後の残額が「貸付債権等」として取り扱われる旨が記載されている。店頭デリバティブ取引等に属する取引 1 本と非店頭デリバティブ取引 1 本が、1 つの基本契約書において行われており、かつ、それぞれが別のタイミングで解約された場合（例えば、店頭デリバティブ取引が先に解約され、非店頭デリバティブ取引はその 1 週間後のように近接したタイミングで解約された場合を含む）にも、非店頭デリバティブ取引についての解約清算金・違約金は、先に解約された店頭デリバティブ取引に係る解約清算金・違約金と Q29 (1) にいう「清算」をしない限り、規則第 5 条第 2 号に定める請求権に該当しないという理解でよいか。金商法第 2 条第 22 項に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引についての取扱いの明確化のため確認したい。	ご理解のとおりです。
6	Q27～Q30 について、金融機関等と事業者の間の店頭デリバティブ取引等に関する契約（当該当事者間で締結する基本契約書、個別取引確認書又は担保契約書など）において、①当該事業者による法に定める手続の利用に係る事実（以下に記載の各事実を含みますが、これらに限られません。）の発生を、	①及び③について、いずれも法及び規則上抵触する規定はありません。ただし、①②③のいずれについても、その有効性については私法上の判断に委ねられると考えられます。

当該契約上の期限の利益喪失事由（Event of Default）（※かかる事由の発生に基づき自動的に期限の利益が喪失される場合と、かかる事由の発生に基づいて金融機関等が通知することにより期限の利益が喪失される場合の、いずれの場合も含むものとする。）として合意することは、法において、禁止されていないこと、及び②当該合意に基づく当該契約の終了及び当該契約上の当該事業者の債務の期限の利益喪失という効果が生じることが妨げられないことを、それぞれ確認したい。 ● 法第3条第1項に基づき、当該事業者による指定確認調査機関への確認の申請が行われたこと。 ● 当該事業者について、法第3条第1項に基づき、指定確認調査機関による確認が行われたこと。 ● 法第6条第1項に基づき、当該事業者に対して、一時停止の要請が行われたこと。 また、上記合意とは反対に、③当該事業者による法に定める手続の利用に係る事実の発生が、当該契約上の期限の利益喪失事由を構成しないことを合意することが法において禁止されていないことも確認したい。 理由としては、金融機関等として、早期事業再生手続が事業者について開始された場合に、店頭デリバティブ取引を解約して解約清算金・違約金債権を本手続の対象にするか、それとも取引を継続するかは、取引の内容、事業者の経済的状況や事業者との関係性を踏まえたビジネス上及びリスク管理上の判断となるものと考えられる。したがって、かかる判断を	
---	--

	行う前提として、早期事業再生手続の利用申請及び事業者への開始等の事実の発生をもって期限の利益喪失事由とする合意を事前に行うことが、法において禁止されるものではないことを確認したい。 また、上記とは反対に、何らかの理由により、早期事業再生手続の利用申請及び事業者への開始等の事実の発生が期限の利益喪失事由を構成しない旨、あらかじめ合意しておくことが、法において禁止されているものではないことを確認したい。	
7	Q27～30、Q70 について、金融機関等と事業者の間の店頭デリバティブ取引等に関する契約（当該当事者間で締結する基本契約書、個別取引確認書又は担保契約書など）に関連して、①金融機関等が、当該事業者から、以下に記載の各事実が存しないことの表明保証を取得すること及び②当該事業者が上記①の表明保証に違反した効果として、金融機関等の通知により、当該契約の期限の利益喪失とする旨の合意をすることは、いずれも差し支えないか。 ● 法に基づく手続に服していること。 ● 第3条第1項に基づく当該事業者による指定確認調査機関への確認の申請が行われたこと又は当該事業者によって行われる見込みであること。 ● 当該事業者について、法第3条第1項に基づく指定確認調査機関による確認が行われたこと。 ● 法第6条第1項に基づき、当該事業者に対して、一時停止の要請が行われたこと。	①から④のいずれについても、法及び規則上抵触する規定はありません。ただし、その有効性については私法上の判断に委ねられると考えられます。

	また、上記に関連して、以下の各対応をとることはいずれも差し支えないか。 ③金融機関等と事業者の間で店頭デリバティブ取引等を合意解約する場合に、合意解約書などにおいて、当該事業者から上記①の表明保証を取得すること。 ④当該事業者が上記③の表明保証に違反した効果として、金融機関等の通知により、合意解約を取り消すことができる旨の合意をすること（取消しがなされた場合、解除自体が存在しなかったこととなるため、解約による「貸付債権等」が生じなかったこととなる）。 理由としては、事業者が早期事業再生手続に服している又は近い将来服する可能性がある場合に、かかる事実を秘匿して、店頭デリバティブ取引を行う場合や、既存の店頭デリバティブ取引の合意解約を行う場合、金融機関等にとって不測の損害を被る場合がある。また、特に合意解約の場合は、事業者が、早期事業再生手続における債権カットを見越しつつ、かかる事実を秘匿して金融機関等に店頭デリバティブ取引を合意解約させるという詐欺的な行為が可能になる。かかる事態を防ぐべく、金融機関等としては、左記のような表明保証を入れることがリスク管理の手法として考えられるため、明確化したい。	
8	Q27～30、Q58、Q64、Q65 について、金融機関等と事業者の間の店頭デリバティブ取引等に関する契約（当該当事者間で締結する基本契約書、個別取引確認書又は担保契約書など）	ご指摘の契約上の義務を設けることについて、法及び規則上抵触する規定はありません。ただし、その有効性については私法上の判断に委ねられると考えられます。

	において、以下に記載の各事実が生じた場合に、当該事業者が、当該金融機関等に対して、当該事実が生じたことを個別に通知する旨の契約上の義務を設けることは、問題ないか。 ● 法に基づく手続に服したこと。 ● 第3条第1項に基づく当該事業者による指定確認調査機関への確認の申請が行われたこと又は当該事業者によって行われる見込みであること。 ● 当該事業者について、法第3条第1項に基づく指定確認調査機関による確認が行われたこと。 ● 法第6条第1項に基づき、当該事業者に対して、一時停止の要請が行われたこと。 理由として、上記7番と同様に、金融機関等が店頭デリバティブ取引の解約を行うか否かの判断を行う前提として、上記の通知義務を契約上設けることが許容されることを明確化したい。 なお、金融機関等が店頭デリバティブ取引以外の貸付債権等を保有しており、かかる貸付債権等の担当部署において先記の事実を了知する事態もあり得るが、法令上・実務上の制約から、かかる部署から店頭デリバティブ取引を担当する部署に対する情報の連携が必ずしも容易でないことが考えられる。	
9	Q27、Q68 について、「継続されている店頭デリバティブ取引等については、早期事業再生手続の開始後も、当該店頭デリバティブ取引等の契約に基づく期中及び満期における支払・	解約されていない店頭デリバティブ取引等に係る債権は「貸付債権等」に該当せず（規則第5条第2号）、対象債権に該当しないことから、当該取引についての担保の授受は一時停止要請の対象

	引渡義務の履行や担保の授受等を継続することは妨げられません。」とされている。 これに対して、規則案第 11 条では、法第 6 条第 1 項に定める「債権者としての権利行使」として、「担保の提供の受入れ」が規定されているが、かかる規定の存在にかかわらず、継続されている店頭デリバティブ取引等に関する担保の授受は許容されることを確認したい。 なお、一定規模以上の金融機関等については、非清算店頭デリバティブ取引に関して、いわゆる証拠金規制（金融商品取引業者等に関する内閣府令第 123 条第 1 項 21 号の 10 及び 21 号の 11 など）が課されており、これはグローバルの合意に基づき導入された規制である。したがって、これらの証拠金の授受が禁止される又は一時停止の要請等の対象に服するとなると、金融機関等が、本邦証拠金規制の遵守ができなくなるほか、グローバルの市場参加者から本邦金融機関及び本邦金融規制に対する不信感を招き、ひいては本邦の金融システム全体に影響を及ぼす可能性すらあるため、Q & A 案の Q27 の回答の内容については、全面的に賛成するものである。	となりません。そのため、継続されている店頭デリバティブ取引等に関する担保の授受は法第 6 条第 1 項に抵触しません。
10	Q40 及び Q42 について、銀行又は貸金業者が、割賦販売法上の包括信用購入あっせん業を行う場合にクレジットカード等の利用者に対して取得する立替払債権、及びマンスリークリアの範囲内で行われる類似の取引に係る利用者に対する立替払債権は、貸付債権に該当するか、明確にしていきたい。理由としては、銀行又は貸金業者に係る貸付債権の範囲が必	包括信用購入あっせん（割賦販売法第 2 条第 3 項）には様々な形式があり得るため、「貸付債権等」への該当性は契約の形態に応じて判断される必要があります。 ご指摘のような立替払方式（クレジット会社が販売業者等に対して売買代金の立替払いを行う方式）についていえば、クレジット会社は、クレジットカード等の利用者に対して当該立替払に係る

	ずしも明らかではないため。また、金融機関等に該当しない包括あっせん業を行う者などがこれらの立替払債権を保有していても、対象債権とならないこととの平仄を確認するため。	費用を請求する権利を取得します。通常、この場合に立替払の対象となる債権は商取引債権としての性質を有しており、「貸付債権等」には該当しないと考えられます。この点を踏まえると、クレジット会社が取得する債権は、商取引債権を原債権とする「求償権」が「貸付債権等」に該当しないこと（Q32）と同様に、原則として「貸付債権等」には該当しないと考えられます。マンスリークリアの取引における利用者に対する立替払債権についても同様です。 ただし、立替サービスについて、貸付けと同様の実態を有する場合がありますと考えられ、この場合には「貸付債権」（法第2条第2項）に該当し得ると考えられます（Q40 参照）。 （参考：金融庁「立替サービスの貸金業該当性に関するQ&A」 https://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/qatatekae.pdf）
第二 対象債権者の権利の変更に関する手続 1 法第3条第1項の確認 (1) 事業者による確認の申請（Q52～Q58）		
11	Q58 について、対象債権者に対する説明に限らず、将来的に対象債権者となり得る、取引関係のある金融機関等（店頭デリバティブ取引の相手方となる金融機関等を含む）に対する説明の実施についても推奨して欲しい。確認の申請その他の手続が金融機関等に秘密裡に行われうることに伴う弊害を防止するためである。	対象債権者以外の金融機関等との関係でも、確認事業者において、手続外の実務対応として必要な説明を行うことは妨げられません。当該説明の要否については、手続の秘匿性確保の必要性等も考慮した上で、事案に応じて検討されるべきと考えられます。
5 権利変更議案（Q107～Q114）		

12	Q114について、オーナー貸付のみならず、確認事業者の関係会社による貸付についても、手続外での権利変更等を促すようにしていただきたい。理由としては、関係会社による貸付は、形式的には対象債権としては取り扱われないことの不合理を解消するためである。	確認事業者の関係会社による貸付についても、手続外での権利変更等の可能性は否定されるものではありません。ただし、関係会社の貸付はオーナー貸付と常に同様に評価されるとは限らないと考えられるため、Q114は原案のとおりとさせていただきます。
8 指定確認調査機関による調査（Q128～Q134）		
13	Q132について、経営者責任の取り方として、退任以外の責任の取り方（例えば、減俸）によることは可能か（債務減免の定めの有無にかかわらず）。	債務の減免を行う場合には、早期事業再生計画において、原則として役員の退任について定めることが求められています（規則第17条第6号ハ）。当該規定に反しない場合であれば、退任せず他の責任の取り方を定めることは妨げられません。
14	Q132について、債務減免を定めない場合においても、当事者の合意を前提として、役員の退任を早期事業再生計画に定めることは可能か。	ご指摘の対応は妨げられません。
9 対象債権者集会 （2）議決権の額の算定（Q150～Q161）		
15	Q152について、「対象債権者集会の時までに停止条件成就等が確定した場合には、例外的に議決権を全額認めることが適切である」とあるが、法第3条第1項の確認後に、店頭デリバティブ取引等が解約されて生じた解約清算金に関する議決権の額は、当該解約清算金の金額を算定する解約時（又は解約時に算出することが実務上困難である場合には解約後合理的に可能な早い時点）を基準に評価される（法第19条第1項第3号の類型には該当しない）という理解でよいか。法第3条第1項の確認後に生じた店頭デリバティブ取引等に係	店頭デリバティブ取引等に係る債権に関し、法第3条第1項の確認時点で対象債権への該当性が確定していなかったものの、その後の解約によって対象債権に該当することとなった場合については、議決権は全額認めることが適切であると考えられます（Q152第三文参照）。この場合、議決権の額は、当該店頭デリバティブ取引等に係る契約に基づいて算出された解約清算金・違約金の額（解約時点（又は解約時に算出することが実務上困難である場合には解約後合理的に可能な早い時点）を基準

	る解約清算金・違約金の議決権の額の算定期間を明確化するためである。	として解約清算金・違約金の額が算出される場合であれば、当該基準により算出された額）と評価すべきと考えられます。
16	Q153 について、店頭デリバティブ取引等の基本契約書において、一括清算時における最終的な支払金額を決する通貨が外国通貨で指定されていることがある。かかる指定がなされている場合又は何らかの理由により合意解約時の解約清算金・違約金の金額が外国通貨建てとなる場合、規則案第5条第2号に定める店頭デリバティブ取引等の解約に伴う請求権の議決権算定タイミングは、法19条1項3号ハ、規則案20条1項により法3条1項の確認時となってしまう。しかし、解約が確認時よりも後に行われる場合、確認時に解約清算金・違約金は算定されておらず、また、解約清算金・違約金の額は解約時に算出する（又は解約時に算出することが実務上困難である場合には解約後合理的に可能な早い時点において算出する）ことが実務慣行である（ISDA マスター契約においても、一括清算時の算出方法にかかる規定が設けられている）ことからすると、外貨建てによる店頭デリバティブ取引等の解約清算金・違約金については、確認時点ではなく、解約清算金・違約金の算出時とすべきである。解約清算金・違約金の算定が確認日において行われるわけではないためである。	店頭デリバティブ取引等の解約が法第3条第1項の確認後に行われた場合、店頭デリバティブ取引等に係る外貨建ての解約清算金・違約金の額自体については、解約時の評価によります。また、円建てで評価する際の為替レートについても、解約時のレートによります。
第3 確認事業者に係る特例 3 資金の借入れ（プレ DIP ファイナンス）に関する指定確認調査機関の確認（Q169～Q171）		

17	Q171 について、プレ DIP ファイナンスに係る確認の要件として、規則案では、「確認事業者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること」（規則案第 45 条第 1 項）とされているところ、他の対象債権者による同意の要否については、明記されていない。この点、Q 171 の回答部分では、法第 69 条による確認の要件として 「他の対象債権者による当該プレ DIP ファイナンスの優先的取扱いについての同意」は不要としており、プレ DIP ファイナンスの優先的取扱いに着目した同意の要否についての回答となっている。質問部分では、同意の対象について特段の着目が見えていないため、回答内容との齟齬があるように思える。 そこで、確認の要件として、他の対象債権者による「いかなる同意も不要」と理解して差し支えないか。 また、回答部分では、「指定確認調査機関の確認を受けるためには、他の対象債権者による当該プレ DIP ファイナンスの優先的取扱いについての同意をはじめ、他の対象債権者による同意は、何ら必要ありません。」としてはどうか。	ご理解のとおり、法第 69 条の確認の要件としては、他の対象債権者によるいかなる同意も不要です。「確認事業者の資金繰りのために合理的に必要なものであると認められるものであること」との関係で同意が必要とされていないことは法文上明らかであるため、Q171 は原案のとおりとさせていただきます。
----	---	---

意見募集の対象外		
18	昨今、計画倒産が疑われる事例も増えており、第三者から見て明らかに計画倒産が疑われる場合、経営陣を拘束する仕組みも同時に設ける必要があると考える。	法においては、早期事業再生手続の適切な履行を担保するために、一定の罰則を設けております（法第 80 条～第 92 条）。

19	税務上の取扱いに関する記載が見当たりませんでした。令和8年度税制改正においては、例えば、法人税法上の貸倒引当金に係る長期棚上基準の対象事由として、「法第28条第1項又は第29条の規定により、法第3条第1項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと」が追加されています(法人税法施行規則第25条の2)。 法は事業再生手続に関する法律である一方、債権者における税務上の取扱いにも影響を及ぼす制度であり、制度利用の検討に当たっては税務上の効果も重要な関心事項になるものと考えられます。そのため、Q&Aにおいて税務上の取扱いに関する項目を追加し、上記を含む税制改正の内容についても記載していただきたいと考えます。 当該記載を追加することにより、制度利用者及び関係実務家の理解が深まり、制度の円滑な活用にも資するものと考えます。	ご指摘を踏まえ、今後検討いたします。
----	---	---------------------------